

学友会クラブ活動特別援助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学の学友会に所属するクラブが、対外的に大学に寄与する活動を行い、そのクラブが臨時に資金を必要とする場合、これを援助することを目的とする。

(原資)

第2条 この制度は、毎年度予算及び文教大学父母と教職員の会、藍蓼会の各会からの学生活動特別援助基金をもってこれに充てる。

(申請団体)

第3条 援助金を申請できる団体は、学友会公認団体とする。また、対象はその団体ならびに団体所属の個人とする。

2 学友会クラブ活動特別援助金を必要とする団体は、校舎責任者に申請する。

(手続き)

第4条 援助金申請並びに支給の手続きは次のとおりとする。

(1) 事前に以下の書類を提出するものとする。

- ①申請書(所定用紙)
- ②大会要項(学連等発行物)等、活動の概要が分かるもの
- ③出場者名簿
- ④その他、校舎学生委員会が必要と認めた書類

(2) 事後に以下の書類を提出するものとする。

- ①活動報告書(所定用紙)
- ②結果等が掲載された会報等(学連等発行物)
- ③その他、校舎学生委員会が必要と認めた書類

(3) 援助金は、校舎学生委員会で決定し支給する。

(支給限度)

第5条 1回の支給額は70万円を上限に、次の各項に定めた額とする。なお、支給総額は当該年度の予算範囲として、校舎学生委員会で個々の支給額を決定する。

(1) 競技会等

①予選を通過して下記大会に進んだ場合

全国大会	申請額の2/3
東日本大会	申請額の1/2
関東大会	申請額の1/3

②予選本選が同時開催の大会に出場し、入賞者が出た場合

全国大会	申請額のうち入賞人数分の2/3
東日本大会	申請額のうち入賞人数分の1/2
関東大会	申請額のうち入賞人数分の1/3

③国外の大会等出場者または団体に出選された場合および学連等の代表として選出された場合
自己負担の1/2

(2) その他、校舎学生委員会が必要と認めた場合

(申請・支給範囲)

第6条 支給の対象となる費用は、参加費、旅費（交通費・宿泊費）の実費とし、そのうち前条にて定められた額を限度として学生委員会で決定し支給する。

2 申請の対象となる人数は、原則として実際に競技会等に参加登録している者とする。

3 旅費の基準については別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、学生委員会において決定する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、「学友会クラブ活動特別援助金支給内規」、「学友会クラブ活動援助金支給運用内規」を廃止する。

学友会クラブ特別援助金支給内規申し合わせ事項

学友会クラブ特別援助金の申請および支給について、両校舎学生委員会で下記のとおり確認する。

1. 対象団体

内規第2条に「学友会に所属するクラブ、すなわち公認団体ならびに届出団体とする」とあるので、いわゆる“サークル”も対象になる。

2. 援助金内容

内規第5条「支給の対象となる費用は、参加費、旅費（交通費・宿泊費）の実費」の解釈は次のとおりとする。

（1）参加費

・「参加費」として請求される費用だけではなく、大会に参加する際に主催者から請求される費用とする。

（例．パンフレット代、ボール代など）

・大会参加申込に係る交通費（学連事務所への直接申し込みが必要な場合など）

・いずれの場合もその旨が要項等に明記されていることが必要。

（2）交通費

①経路

各キャンパスからの現地までの最も効率の良い経路での実費以内とし、定期券の所有状況については不問とする。

【越谷】東武線「北越谷駅」発

【湘南】神奈川中央交通「文教大学」発～ＪＲ「茅ヶ崎」または小田急線「湘南台」経由

②交通機関について

公共交通機関（鉄道、バス、飛行機、フェリー）の利用とし、原則としてタクシーの利用は認めない。

※鉄道は新幹線、特急の利用が可能。

③航空券について

エコノミークラスの普通運賃を上限に実費とする。（根拠資料必要）

④宿泊費

10,000円／泊を上限とした実費とする。

ただし、主催者が宿泊施設を指定している場合はその実費とする。（根拠資料必要）

3. 援助金申請時期・タイミング

援助金を申請する団体は、規程に基づき、対象となる大会に出場が決定した際（大会出場前）に申請をし、大会後に結果を報告することとする。

4. 審議および支給時期

原則として当該年度の年度1月末までの結果をもとに、2月に両校舎の学生委員会で審議し、3月中に支給する。ただし、2月以降に結果が判明する申請については、例外的に翌年度の申請とする。

なお、あらかじめ委員会審議前に両校舎担当者間で父母教・藍夢会の予算の配分を行う。

以上